

1 目的

ICTを利活用し我が国を牽引、成長させることが可能な「高度ICT利活用人材」に関して、クラウドコンピューティング・ビッグデータの導入・利活用に不可欠なを育成するため、官民連携によってクラウド・コンピューティングとビッグデータの育成カリキュラム（教育課程、指導ガイドライン、教材開発ガイドライン等。以下「本カリキュラム」という。）を開発した。今後、本カリキュラムを民間主導での普及・啓発することとし、そのために、学識経験者、各分野の実務者によって構成される「高度ICT利活用人材育成推進委員会」（以下「本委員会」という。）を組織する。本委員会は、本カリキュラムの普及・啓発に当たって必要事項の検討、助言、改編に当たっての監修を行うことで、本カリキュラムの普及を促進することを目的とする。また、高度ICT利活用人材育成を加速することで、我が国の社会的課題の解決や国際競争力の強化等に寄与する人材の育成に資する。

2 検討事項

本会議は、主に以下に関して検討・助言・監修等を行う。

- (1) カリキュラム改編
- (2) テキスト改編
- (3) カリキュラムの普及・啓発活動
- (4) その他必要な事項

3 構成及び運営

- (1) 本委員会の構成員は、別紙の通りとする
- (2) 本委員会の座長は構成員から互選する
- (3) 座長は、会議を招集し、主宰する
- (4) 座長は、必要があると認める時は、構成員以外の者に本委員会の出席、又は臨時の構成員を指名し、本委員会にオブザーバーとして出席を求め意見を聞くことができる
- (5) 本委員会には、カリキュラム並びにテキストの改編、カリキュラムの普及・啓発に関する、情報収集と取りまとめ、実施に関する協議及び本委員会の庶務を行う作業部会として「検討会」設置する
- (6) 検討会の構成員は、本委員会の構成員の所属団体の所属メンバーからの自薦とする
- (7) 検討会の構成員は、本委員会に随行員として出席ができる
- (5) その他、本会議の運営については、座長が定める

4 委員会資料等の公開

会議資料等は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利・利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- (2) その他、座長が非公開とすることを必要と認めた場合